

医療費の負担を軽くしたい・・・

1 自立支援医療(精神通院)制度

精神障がい
で病院や診療所に定期的に通院するときにかかった医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。精神障がい
で支払う医療費の一部について9割を医療保険と公費での負担を行い、自己負担が1割になります。また、所得の低い方や、継続的な治療が必要な人には、1ヶ月あたりの負担上限額が設定されます。

●対象

精神の病気で、医療機関に通院している人

●有効期限

1年。

⇒更新の手続きは、有効期限の3ヶ月前から行えます。更新は申請手続きと同じです。

●申請に必要なもの

- 保険証のコピー
- 年金等本人の収入がわかるもの
- 診断書(愛荘町福祉課、または、かかりつけの医療機関におたずねください。)
- 自立支援医療(精神通院)支給認定申請書(愛荘町福祉課にあります。)

●申請の方法

町福祉課に申請に必要なものをご持参ください。

●お問い合わせ先

愛荘町役場福祉課

TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

2 福祉医療費助成制度(受給券/助成券)

※保険適応外医療に関しては助成できません。

●対象

①精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けていて、自立支援医療制度(精神通院医療)を利用している方。(所得による支給制限があります。)

②重度障がい者

精神障害者保健福祉手帳1級の保持者。(所得による支給制限があります。)

精神障害者保健福祉手帳2級および療育手帳B1の2点保持者。(所得による支給制限があります。)

●更新について

年1回。

⇒毎年7月頃に、町住民課から通知と申請書が届きます。

●申請に必要なもの

- マイナ保険証や資格確認書等
- 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証(精神通院)
- 個人番号の確認できるもの(通知カード等)
- 本人確認ができるもの(運転免許証等)

※ 町外から転入された場合は、転入時期により、前住所地の市町村で発行する課税証明書(前年の所得額および住民税の賦課状況がわかるもの)等が必要になる事があります。

●申請の方法

町住民課および秦荘支所へ申請に必要なものを持参のうえ、申請書を提出していただきます。

●お問い合わせ先

愛荘町役場住民課

TEL 0749-42-7692 FAX 0749-42-7117

3 いりょうひこうじょ 医療費控除

医療費の自己負担額が年間 10 万円、または、申告される年の総所得金額等の合計金額の5%相当額とのいずれか少ない方の金額を超えた場合、税務署に申告し、税金が課税される所得から控除を受けることができます。

●お問い合わせ先

国税相談専用ダイヤル TEL 0570-00-5901(自動音声案内に従って操作してください)

4 こうがくりょうようひ 高額療養費

医療機関で支払った一部負担金が高額になったときは、申請により自己負担限度額を超えた金額について支給されます。(自己負担額は、所得により異なります。)

●申請の方法

加入している医療保険により異なりますので、下記にお問い合わせください。

●お問い合わせ先

・国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合

愛荘町役場住民課

TEL 0749-42-7692 FAX 0749-42-7117

※国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の場合は各医療保険にお問い合わせください。

5 ^{いりょうほけん} ^{せんたく} 医療保険の選択について

町内在住の65歳以上75歳未満の方で、精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方は、現在ご加入の医療保険のほかに、後期高齢者医療制度を選択していただくことができます。

※保険証が変更となり、窓口負担や保険料の算定方法が変わります。詳しくは下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ先

愛荘町役場住民課

TEL 0749-42-7692 FAX 0749-42-7117

*** 病院にかかる大切さ・薬を飲む大切さ ***

症状が落ち着いてくると、薬をのまなくてもいいのでは…と思う人がおられます。

そういう時は、具合がいいから薬が不要なのではなく、薬を飲んでい
るから具合がいいのです。また、具合が悪くならないように、予防として
飲んでもらっている場合もあります。

また、副作用が嫌だから飲まないという人もおられますが、副作用と
病状の再燃とどちらが困るかを考えてみましょう。

精神疾患で慢性の経過をたどる場合は、高血圧や糖尿病と同じよ
うに、服薬による管理が必要な病気なのです。風邪のように治る、治
らないというものとは少し違います。

主治医の先生に相談をしながら、あせらず、ゆっくりと治療をつづけ
ましょう。



せいかつひ かん しんぱい 生活費に関する心配がある・・・

しょうがい き そ ねんきん しょうがいこうせいねんきん しょうがいきょうさいねんきん 1 障害基礎年金(障害厚生年金・障害共済年金)

●対象

障害認定日(原則初診日から1年6ヵ月を経過した日)における障がいの程度が障害等級表(精神障害者保健福祉手帳等の等級とは基準が異なります)に該当している、次のいずれかの人。

① 国民・厚生・共済年金いずれかの被保険者期間中に初診日がある人

② ①に該当しない場合で、20歳前または60歳以上65歳未満に初診日がある人

※年金保険料の納付要件や所得制限等により請求できない(全額または一部が支給されない)場合があります。

※障害認定日には障害等級表に該当しない場合でも、65歳に達する前に障がいの程度が重くなったときは、障害年金が支給されることがあります。

●内容

障害基礎年金は1級と2級、障害厚生年金・障害共済年金には1級から3級まであります。なお、障害厚生年金・障害共済年金については3級に該当しない場合であっても、障害手当金が支給されることがあります。

●お問い合わせ先

日本年金機構彦根年金事務所

TEL 0749-23-1112

※障害共済年金の場合は、各共済組合におたずねください。

愛荘町役場住民課

TEL 0749-42-7692 FAX 0749-42-7117

※障害基礎年金のみ愛荘町住民課でも受付可能です。

2 特別障害給付金制度

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がいのある人について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、社会的措置として創設されました。

●対象

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、任意加入していなかった期間内に初診日があり現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する人。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。

* 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象になりません。老齢年金、遺族基礎年金、労災補償などを受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また経過的福祉手当を受給されている人は、当該手当の支給は停止されます。その他、所得による支給制限もあります。

●お問い合わせ先

日本年金機構彦根年金事務所

TEL 0749-23-1112

※障害共済年金の場合は各共済組合にお問い合わせください。



3 せいかつ ほ ご 生活保護

病気・障がいなどで働くことができず、資産もなく、扶養も受けられず、生計維持困難となった時、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

●最低生活基準と収入の対比

保護が受けられる場合

最低生活費	
収入	保護費

(収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。)

●保護の種類(最低生活に足りない分について単給または併給されます。)

- ①生活扶助……衣食、光熱費など日常生活の需要を満たすために必要な費用。
個人の年齢や世帯の人数などで決まります。
- ②教育扶助……子供が義務教育を受けるための学用品、給食費などの費用。
- ③住宅扶助……家賃、地代などの費用
- ④医療扶助……病院等の受診や薬にかかる費用。(健康保険が適用される範囲に限る)
一定の基準により通院にかかる移送費も対象になります。
- ⑤介護扶助……介護サービスを利用するための費用。
- ⑥出産扶助……出産にかかる費用。原則、助産制度の活用が優先されます。
- ⑦生業扶助……高等学校にかかる費用や就職するために必要となる費用。
- ⑧葬祭扶助……葬祭に必要な費用。

●お問い合わせ先

愛荘町役場福祉課

TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

湖東健康福祉事務所(彦根保健所)

TEL 0749-21-0282 FAX 0749-26-7540

とくべつしょうがいしゃてあて 4 特別障害者手当

対象条件に該当する場合、手当が支給されます。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。※所得による支給制限があります。

支給額・・・月額 30,450 円

支給月・・・5月(2月分～4月分)、8月(5月～7月)、
11月(8月～10月)、2月(11月～1月)

● 対象

著しく重度の身体・知的・発達・精神障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の人。

● お問い合わせ先

愛荘町役場福祉課

TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

しょうがいじふくしてあて 5 障害児福祉手当

対象条件に該当する場合、手当が支給されます。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。※所得による支給制限があります。

支給額・・・月額 16,560 円

支給月・・・5月(2月分～4月分)、8月(5月～7月)、
11月(8月～10月)、2月(11月～1月)

● 対象

重度の身体・知的・発達・精神障害により、日常生活において、常時介護を必要とする状態の20歳未満の人。

● お問い合わせ先

愛荘町役場福祉課

TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

とくべつじどうふようてあて 6 特別児童扶養手当

対象条件に該当する場合、手当が支給されます。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。※所得による支給制限があります。

支給額…1級：月額 58,450 円、2級：月額 38,930 円

支給月…4月(12月分～3月分)、8月(4月分～7月分)、12月(8月分～11月分)

● 対象

20歳未満の心身障がい児(中程度以上の身体・知的・発達・精神障害)を監護している父母または養育している人。(ただし、障がいの程度によっては該当しない場合があります。)

● お問い合わせ先

愛荘町役場福祉課 TEL 0749-42-7691 FAX 0749-42-5887

しょうがいしゃふようきょうさいせいど 7 障害者扶養共済制度

障害者扶養共済制度に加入している場合、心身障がい者(児)を扶養している方が死亡された時などに、その障がい者(児)に1口あたり月額20,000円の年金が支給されます。

● 対象

精神に永続的な障がいのある方(統合失調症、自閉症など)。

将来独立自活することが困難であると認められる方。

※障がいの程度によっては、ご加入いただけない場合があります。

● お問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課 TEL 077-528-3542

※パンフレットは愛荘町役場福祉課にあります。

せいかつふくしきん かしつけ 8 生活福祉資金の貸付

日常生活を送るため、または自立した生活のために一時的に必要と見込まれる費用を貸し出します。なお、所得や障がいの程度により対象要件がありますので、事前に相談をお願いします。

● お問い合わせ先

愛荘町社会福祉協議会 愛知川事務所 TEL 0749-42-7170

しょうがいふくしサービス 障害福祉サービスを受けたい・・・

じりつしえんきゆうふ 1 自立支援給付

障がいの程度に応じて、サービスの支給決定を受けた利用者が、事業者と契約してサービスを利用することができます。

●主なサービスの種類

①日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」

*** 家庭などで利用できる「訪問系サービス」 ***

・居宅介護(ホームヘルプ)

調理、生活必需品の買物、衣類の洗濯及び補修、住居等の掃除及び整理整頓、その他必要な家事

・行動援護

常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護

・短期入所(ショートステイ)

(自宅で)介護を行う人が病気などの場合の、短期の入所

②自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」

*** 昼間に利用できる「日中活動系サービス」 ***

・就労移行支援

就労に向けて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習

・就労継続支援

一般企業で雇用されることが困難な人で、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練

*** 「居住系サービス」 ***

・グループホーム

就労または就労継続支援等のサービスを利用しながら、1人暮らしに慣れたり、親から独立して生活するための援助を受ける場

③その他

・計画相談支援

- (1) 障害福祉サービスの支給決定前にサービス利用計画または障害児支援利用計画を作成
- (2) その後サービスの利用状況の検証・見直し

・地域相談支援

- (1) 住居の確保や地域での生活に移行するための相談
- (2) 居宅において単身などで生活する障がい者に対して常時の連絡体制の確保
- (3) 障がいの特性によって生じた緊急の事態などについての相談や緊急訪問

●利用料

サービスに要する費用の1割を負担していただきます。

1か月当たり利用負担上限額が世帯の課税状況や利用者の収入などで設定されています。

- ・同じ世帯で、ほかにも障害福祉サービス利用者がある場合。
 - ・利用者本人が障害福祉サービスと介護保険サービスを受けている場合。
- 合わせた利用者負担額が1か月当たり負担上限額を超えた場合、利用者の申請によって、超えた金額を高額障害福祉サービス費として支給します。

●障害福祉サービスの利用手続き

福祉課へ申請



①申請書 ②サービス利用計画案 ③世帯の課税状況や利用者本人の収入状況が分かる書類を提出します。

障害支援区分の認定調査を受けます。



審査・判定 「障害支援区分」が認定されます。



支給量が決定、受給者証と支給決定通知書が送られます。



事業所と契約



サービスの利用開始

●申請方法

まずは、下記のいずれかの窓口にご相談ください。

●お問い合わせ先

- ◇ 彦愛犬地域障害者生活支援センター 「ステップアップ21」
犬上郡豊郷町八目49番地 TEL35-0333 FAX35-2123
- ◇ 地域生活支援センター 「まな」
彦根市西今町1328番地 TEL21-2192 FAX21-2193
- ◇ 愛荘町役場福祉課
愛荘町愛知川72番地 TEL42-7691 FAX42-5887

ちい きせいかつし えんじぎょう 2 地域生活支援事業

障がいのある人が能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、支援するサービスです。

いどうしえん ①移動支援

日常生活上に必要な移動または外出(通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出を除く)で、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限りします。

※通院に係る移動支援については、障害福祉サービスの居宅介護(通院介助等)のサービスを利用していただくこととなります。

●対象者

精神障害者保健福祉手帳所持者

(ただし、65歳以上で介護保険法に基づく介護サービス利用対象者は除く。)

●利用料

サービスにかかった費用の1割を負担していただきます。

*ただし、生活保護世帯や非課税世帯は無料。

*介護タクシー(1人介護=ヘルパー資格・2種免許所持者)利用の場合は、運転時間は算定から除外し、世帯に関係なく利用者が実費で運賃をお支払いいただくこととなります。

●利用時間

1か月あたりの利用上限時間を30時間とします。

②相談支援事業

福祉サービスや社会資源の利用、社会生活力を高めるための支援やピアカウンセリング、権利の擁護や専門機関の紹介などに関する相談やアドバイスを行っています。

●お問い合わせ先

- ◇ 彦愛犬地域障害者生活支援センター 「ステップアップ21」
犬上郡豊郷町八目49番地 TEL 35-0333 FAX 35-2123
- ◇ 地域生活支援センター 「まな」
彦根市西今町1328番地 TEL 21-2192 FAX 21-2193

③地域活動支援センターI型事業

通所して、ものをつくったり、おなじ障がいがある仲間と交流を図る場を設けることで、地域での生活の促進を図っています。

●対象者

次のいずれかに該当する人

- (1) 精神障害者保健福祉手帳を持っている
- (2) 精神障がいを事由とする障害年金を現に受けている
- (3) 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)を持っている

●利用料

無料。ただし、食料費、教材費等に係る実費相当額は、利用者の負担になります。

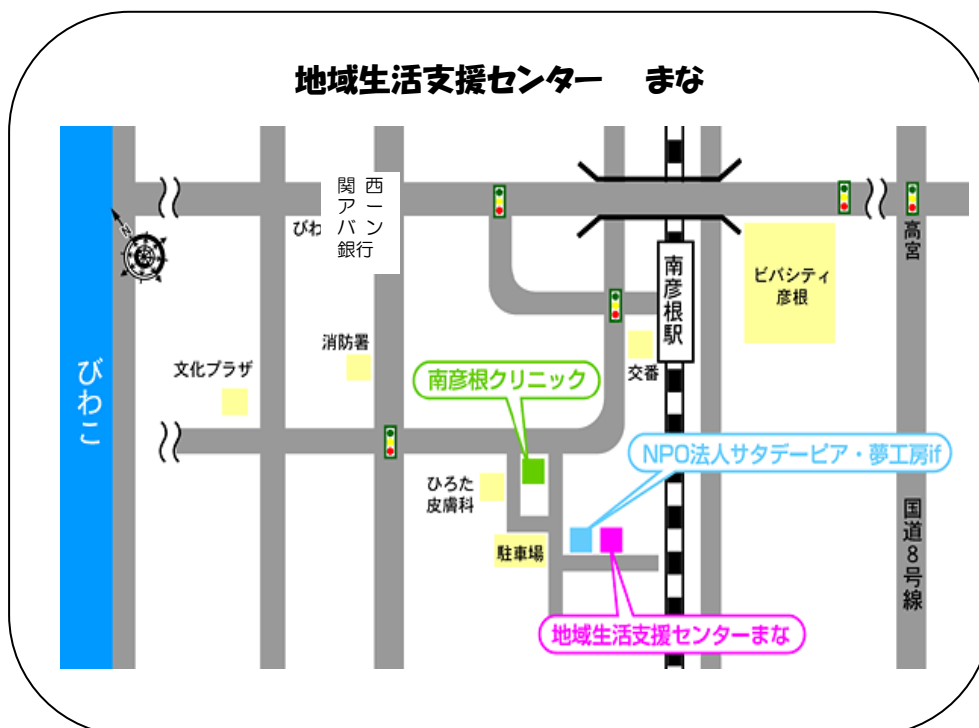
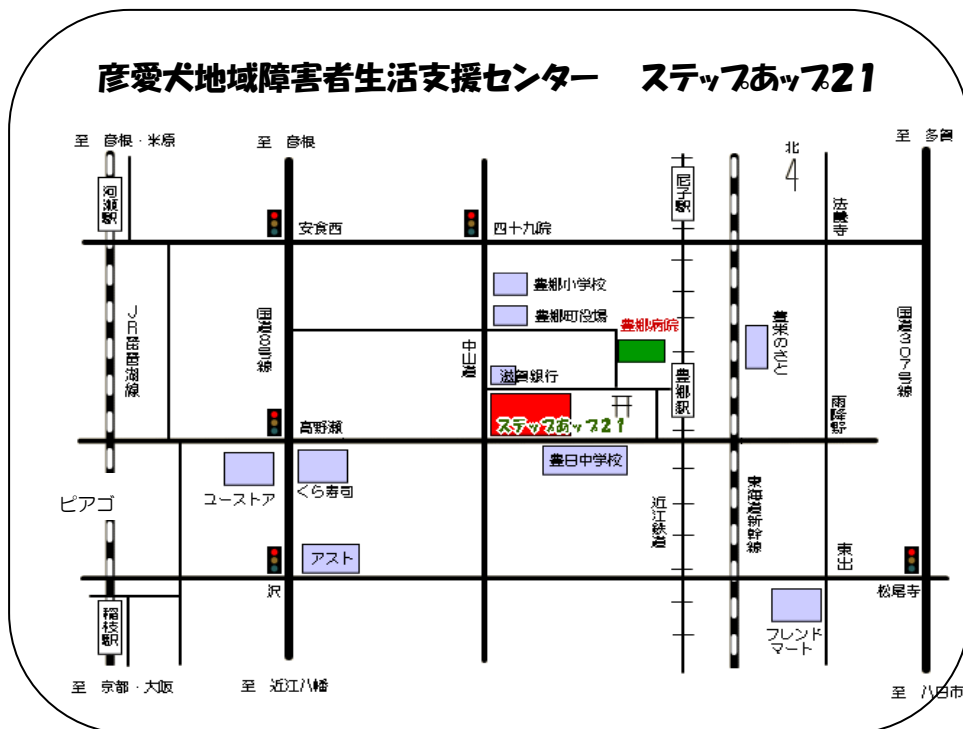
●お問い合わせ先

- ◇ 彦愛犬地域障害者生活支援センター 「ステップアップ21」

犬上郡豊郷町八目49番地 TEL 35-0333 FAX 35-2123

- ◇ 地域生活支援センター 「まな」

彦根市西今町1328番地 TEL 21-2192 FAX 21-2193



せいしんしょう しゃ しゅうろう そうだん
精神障がい者の就労について相談にのってほしい…

ひこねこうきょうしよくぎょうあんていじょ はろーわーく
1 彦根公共職業安定所(ハローワーク)

障がい者の就職等について、専門の職員が相談・支援を行っています。

●お問い合わせ先

彦根公共職業安定所

彦根市西今町58-3 TEL 0749-22-2500

FAX 0749-26-5186

ことうちいきしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえんせんたー
2 湖東地域障害者就業・生活支援センター

はたらき くらし ことーしえんせんたー
(働き・暮らしコトー支援センター)

障がい者の就職や日常生活等についての相談機関、障がい者の雇用先の開拓および就労の場の環境づくりを通して生活全般を支援しています。

●お問い合わせ先

彦根市大藪町 2638 番地 TEL 0749-21-2245

FAX 0749-21-2246

しがしょうがいしゃしよくぎょうせんたー
3 滋賀障害者職業センター

職業リハビリテーションの一環として、職業安定所との連携のもとに専門のカウンセラーが配置され、就職のための相談、職業に関する能力および適正の評価、職業講習、職業準備訓練を実施しています。また、職場適応、職場環境の改善等の相談業務も行っています。

●お問い合わせ先

草津市野村二丁目20-5 TEL 077-564-1641

FAX 077-564-1663

断酒会だんしゅかいについて知りたい…

1 滋賀県断酒同友会しがけんだんしゅどうゆうかい

週1回の「断酒例会」では、自らの体験と想いを語り、聴き合い、お酒で苦しんでいるのは自分だけではないということを感じ、共感することで断酒を継続しています。

●お問い合わせ先

彦根会場事務局(北見方) TEL/FAX 0749-27-3852

2. AAエーエー

お酒をやめたいと思う人達の集まりで、週1回ミーティングをおこなっています。社会復帰や生活支援のための相談を行っています。エーエーAAの目的は、自分がお酒をやめ続けること、まだお酒に苦しんでいる人にメッセージを送り続けることです。

●お問い合わせ先

AA滋賀事務局 TEL 090-3354-0850

FAX 077-537-5442

そのた そ だんまどぐち その他の相談窓口

1 愛荘町役場あいしょうちょうやくば

社会復帰や生活支援のための相談を行っています。

①福祉課

●お問い合わせ先

愛荘町愛知川72番地 TEL 0749-42-7691

FAX 0749-42-5887

②健康推進課

●お問い合わせ先

愛荘町愛知川72番地 TEL 0749-42-4887

FAX 0749-42-5887



ひこねほけんしょ 2 彦根保健所

診療を受けることについての相談、退院後の生活の相談のほか、専門医による「精神保健福祉相談」「ひきこもり相談」「アルコール相談」(いずれも予約制)を行っています。

●お問い合わせ先

湖東健康福祉事務所(彦根保健所)彦根市和田町41番地

TEL 0749-22-1770

FAX 0749-26-7540

しがけんりつせいしんほけんふくし 3 滋賀県立精神保健福祉センター

精神的健康の保持増進、精神障がいの予防、適切な精神医療の推進、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進に向け、さまざまな事業や取り組みを行っています。

●お問い合わせ先

滋賀県立精神保健福祉センター 草津市笠山八丁目4-25

TEL 077-567-5010

FAX 077-566-5370

みんせいいいん じどういいいん 4 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は広く社会の実績に通じ、社会福祉の増進に熱意のある住民が、地域から選ばれて活動しています。

相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。

●お問い合わせ先

愛荘町役場福祉課

TEL 0749-42-7691

FAX 0749-42-5887

5 ^{ちいき}地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)

「地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)」は、自身で相談することが難しい障がいのある方に寄り添い、相談内容を代弁することにより、障がい者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っています。お住まいの地域にかかわらず、相談しやすいアドボケーターに相談ください。

●湖東地域お問い合わせ先

- | | | |
|-----------------|--------|-----------------------------------|
| ・障害者自立支援センター葦の舟 | 片岡 博 | 彦根市高宮町1393-6
TEL 090-1486-6051 |
| ・彦根市 | 岸田 清次 | TEL 0749-28-0225 |
| ・彦根市 | 奥村 ますみ | TEL 090-1391-7602 |
| ・多賀町 | 柴田 勝義 | TEL 0749-47-1658 |